

(公印省略)

障 福 第 1 5 2 4 号

平成28年8月17日

各法人代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

### 就労継続支援（A・B型）における適切なサービス提供の推進について

本県の障がい福祉施策の推進につきまして、日頃から格別のご理解とご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成27年12月に、社会保障審議会障害者部会の報告書として、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」が取りまとめられ、障がい者の就労支援に係る今後の取組の基本的な考え方として、「どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃・賃金向上や一般就労への移行をさらに促進させるための取組を進めるべきである。」とされたところであり、今後、就労系障害福祉サービスは同報告書を踏まえて、より適切なサービス提供が求められることとなります。

つきましては、就労系障害福祉サービスにおける適切なサービス提供を推進するため、下記の点を遵守し、適正な事業運営に努めてください。

### 記

#### 1 就労継続支援A型

##### (1) 事業の趣旨

就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供するものとなっています。

また、就労継続支援A型事業者には、就労の機会の提供にあたり、地域の実情や製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うとともに、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、賃金水準を高めていくことが求められています。

##### (2) 適切なサービス提供に向けた運営

法の趣旨に反し、指定障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月

29 日厚生労働省令第 171 号。以下「運営基準」という。)の規定に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている就労継続支援 A 型事業所の事例。

- ア 利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、本来の利用者である障がい者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員がフルタイムで就労している事例
- イ 利用者も従業員も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を障がい者の賃金に充当している事例
- ウ 就労の機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しておらず、就労継続支援 A 型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例
- エ 一定期間経過後に利用者の意向等に関わらず、就労継続支援 B 型事業所に移行させるなど不当に退所させている事例

このような事業所については、運営基準に定める就労継続支援 A 型の基本方針や運営に関する基準の各規定の趣旨に反していることから、実地指導時に重点的に確認するのでご注意ください。

## 2 就労継続支援 B 型

### (1) 事業の趣旨

就労継続支援 B 型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供するものである。

就労継続支援 B 型事業者は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した金額を工賃として支払うこととなっており、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、工賃水準を高めて行くことが求められる。

### (2) 適切なサービス提供に向けた運営

法の趣旨に反し、運営基準の規定に抵触している又は抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている就労継続支援 B 型事業所の事例。

- ア 工賃最低水準である 3 千円を下回っている事業所
- イ 自立支援給付費を障がい者の賃金に充当している事例

このような事業所については、運営基準に定める就労継続支援 B 型の基本方針や運営に関する基準の各規定の趣旨に反していることから、実地指導時に重点的に確認するのでご注意ください。

自立支援班 担当：薬師寺、小山、宮脇
電話 097-506-2731
FAX 097-506-1740